

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「年金アドバイザー 3級」（CBT方式を含む）の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『年金アドバイザー 3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されておりますが、本書は試験問題を解くための必要知識について要点を解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

公的年金は老後の収入の柱となるものであるため、本格的な少子高齢社会を迎えたわが国の国民の関心はますます高まり、シルバーステージにとって重要なものとなっています。

年金制度は近年数次にわたって大幅な改正が行われ、金融機関では顧客から年金に関する相談や照会を受ける機会が増えています。これらに適切かつ親身になって対応することが、個人取引、なかでも特にその重要性が指摘されているシルバー層との取引推進において大きなポイントとなることは確実です。

本書は、数次にわたる年金制度の改正点等にも触れてわかりやすく整理し、実務的・実用的に解説していますので、実務の手引書としても役立つ内容になっています。

本書を『年金アドバイザー 3級問題解説集』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「年金アドバイザー 3級」に合格され、日常の業務活動により一層邁進されることを祈念してやみません。

2021年6月

経済法令研究会

目次

CONTENTS



第1編 公的年金等の仕組み

1	日本の人口動向と人口構造の変化	2
2	公的年金制度の仕組みと現況	5
3	公的年金制度の沿革	9
4	医療保険制度等	14
5	国民年金の被保険者	20
6	国民年金の資格取得・喪失等	27
7	国民年金の保険料	33
8	厚生年金保険の被保険者	45
9	厚生年金保険の保険料	54
10	厚生年金保険の標準報酬	58
11	年金の受給権	61
12	年金の通則的事項	68

第2編 老齢給付

1	老齢基礎年金の仕組み	74
2	老齢基礎年金の年金額	86
3	老齢基礎年金の振替加算	90
4	老齢基礎年金の支給の繰上げ・繰下げ	96
5	受給資格期間(10年)の短縮	103
【演習問題Ⅰ】 老齢基礎年金		106
6	60歳台前半の老齢厚生年金	111

7	60歳台前半の老齢厚生年金の年金額	119
8	老齢厚生年金の加給年金額	129
9	60歳台後半の老齢厚生年金	134
【演習問題Ⅱ】 老齢厚生年金 138		
10	在職老齢年金	144
11	雇用保険による失業給付(基本手当)との調整	150
12	雇用保険による高年齢雇用継続給付との調整	154
【演習問題Ⅲ】 在職老齢年金と高年齢雇用継続給付 159		

第3編 障害給付

1	障害基礎年金の仕組み	164
2	障害基礎年金の事後重症・基準障害・併合認定	171
3	障害基礎年金の年金額	174
4	障害厚生年金の仕組み	180
5	障害厚生年金の事後重症・基準障害・併合認定	186
6	障害厚生年金の年金額	188
【演習問題Ⅳ】 障害給付 196		

第4編 遺族給付

1	遺族基礎年金の仕組み	200
2	遺族基礎年金の年金額	205
3	遺族厚生年金の仕組み	210
4	遺族厚生年金の年金額	218
5	併給調整	227
6	国民年金の寡婦年金	231
7	国民年金の死亡一時金	235

第5編 その他の年金

1	ねんきん定期便とねんきんネット	244
2	年金請求と諸手続き	247
3	社会保障協定	261
4	離婚時の年金分割	263
5	短期在留外国人の脱退一時金	267
6	共済組合等(複数種別)の厚生年金	271
7	国民年金基金	276
8	企業年金制度	279
9	厚生年金基金	283
10	確定拠出年金	287
11	年金と税金	294

【演習問題VI】 年金と税金 301

資料編

①	老齢基礎年金・老齢厚生年金(第1号厚生年金被保険者)早見表	306
②	令和3年度の厚生年金保険(第1号厚生年金被保険者)の 再評価率表	307
③	年齢早見表	308
④	一般の第1号厚生年金被保険者(厚生年金基金加入員以外)の 保険料額表	309
⑤	厚生年金保険(第1号厚生年金被保険者)の標準報酬月額 の推移	310
⑥	国民年金・厚生年金保険(第1号厚生年金被保険者)受給権者の 主要手続一覧	311

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

第
1
編

公的年金等の 仕組み



1

日本の人口動向と人口構造の変化

関連過去問題

- 2021年 3月 問1
- 2020年 10月 問1
- 2019年 10月 問1
- 2019年 3月 問1

重要用語

高齢化率

総人口に占める65歳以上の人の割合

平均寿命

0歳時の平均余命

簡易生命表

毎年の死亡状況が今後も変わらないと仮定して、年齢ごとの死亡率や平均余命などの指標によって表示したもの。

補足

国別の平均寿命では、日本は男女とも世界でトップクラスである。また、女性の平均寿命は平成14年に初めて85年を超えた。

1 高齢化

▶ 1. 高齢化率

日本の高齢化は、他の主要国に比べてスピードが極めて速い。日本の高齢化率は、昭和45年は7.1%であったが、「令和2年版高齢社会白書」（内閣府）によると、令和元年の**高齢化率**は、28.4%である。

「日本の将来推計人口」の平成29年推計（国立社会保障・人口問題研究所、平成29年4月公表）によると、高齢化率は今後も増加し続け、令和22（2040）年には35.3%となり、人口の約3人に1人が高齢者となることが予測されている。さらに、令和47（2065）年には38.4%に達し、人口の約2.6人に1人が65歳以上という比率になり、世界で最も高齢化が進んだ国になると予測されている。

▶ 2. 平均寿命

急速な高齢化の要因は、出生率の低下と平均寿命の伸びによるものといわれている。日本の**平均寿命**は、「令和元年簡易生命表」（厚生労働省）によると、男性81.41年、女性87.45年であり（男女差6.04年）、前年より男女ともに上回った。

2 少子化

合計特殊出生率は、晩婚化や非婚化が進んだことから低下を続け、「令和元年人口動態統計（確定数）」（厚生労働省，令和2年9月公表）によると，令和元年は1.36であり，**人口の置換水準**の約2.07を大きく下回っている。

日本の年金制度は，現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養」の仕組みとなっている。年金受給者が増加し少子化により現役世代が減少すると，現役世代の保険料負担が重くなっていく。そのため，将来世代の負担を過重なものとしないうよう，年金制度の見直しが行われている。

3 高齢者世帯の所得

「2019年国民生活基礎調査」（厚生労働省，令和2年7月公表）によると，平成30年の高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額は，312万6,000円であり，そのうち「公的年金・恩給」の割合が199万0,000円で，全体の63.6%を占めている（図表1-1-1参照）。

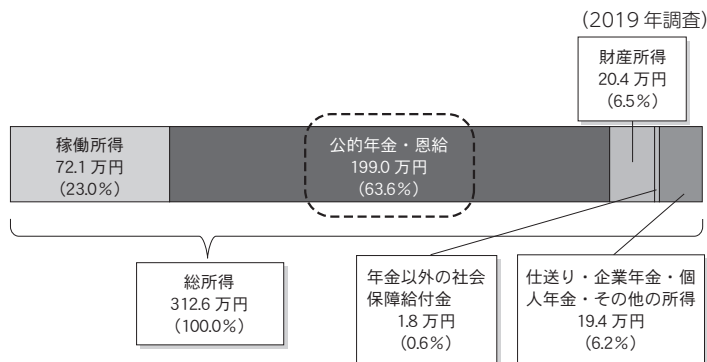
重要用語

合計特殊出生率
女性1人が一生のうちに出産する平均的な子供の数

重要用語

人口の置換水準
それ以下になると人口減少を招く出生率の水準

● 図表1-1-1 高齢者世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額および構成割合



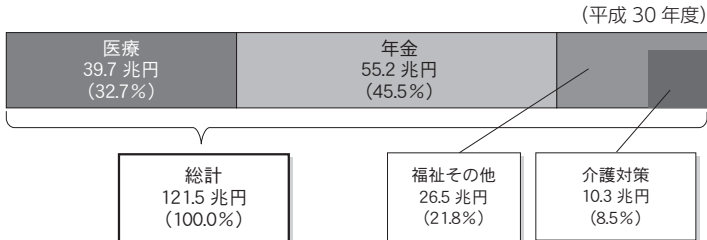
(資料) 厚生労働省令和2年7月「2019年国民生活基礎調査」をもとに作成

4 社会保障給付費

重要用語
社会保障給付費

日本の**社会保障給付費**は、「平成30年度社会保障費用統計」（国立社会保障・人口問題研究所，令和2年10月公表）によると，平成30年度では約121.5兆円に達している。人口の高齢化にともない，社会保障給付費のうち，昭和55年を境に医療給付費よりも年金給付費が上回っている。平成30年度は，医療給付費が39兆7,445億円（32.7%）に対し年金給付費は55兆2,581億円で，社会保障給付費の45.5%を占めている（図表1-1-2参照）。

● 図表1-1-2 社会保障給付費および構成割合



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「平成30年度社会保障費用統計」をもとに作成



最新の統計数値を押さえておきましょう。

2 | 公的年金制度の仕組みと現況

1 公的年金制度の仕組み

公的年金制度は、自分や家族が年をとったり、重い障害を負ったり、死亡したりなど、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体で備える仕組みのことである。国が管理運営をして、保険給付を行っており、国民があらかじめ保険料を納めることで、必要ときに給付を受け取る「**社会保険方式**」で運営されている。

現在の日本の公的年金制度は、「**国民皆年金**」の特徴をもっており、国民すべてが強制加入しなければならない。また、給付と負担については、「世代間扶養（世代と世代の支え合い）」の考え方（これを「**賦課方式**」という）がとられ、現役世代の保険料負担により、年金受給世代を支える仕組みになっている。

公的年金制度の具体的な構造としては、20歳以上60歳未満の日本に居住するすべての人が加入する国民年金（基礎年金）による「1階部分」と、その上乗せとして会社員や公務員等が加入する厚生年金保険による「2階部分」の、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造となっている（図表1-2-1）。

なお、公的年金と別に保険料を納め、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金などは、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしている。

関連過去問題

- ✓ 2021年 3月 問2
- ✓ 2020年 10月 問2
- ✓ 2019年 10月 問2
- ✓ 2019年 3月 問2

重要用語

社会保険方式

重要用語

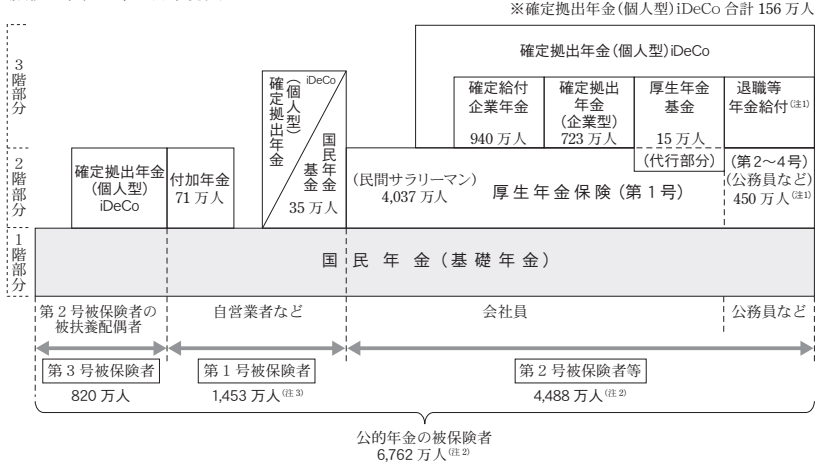
国民皆年金

重要用語

賦課方式

● 図表1-2-1 年金制度の仕組み(一元化後)

(数値は令和2年3月末現在)



- (注1) 被用者年金制度の一元化にとまない、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以降においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
- (注2) 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。
- (注3) 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
- (資料) 厚生労働省、企業年金連合会等

2 公的年金の被保険者の種類

国民年金(1階部分)は、前述のとおり日本国内に住む20歳以上60歳未満の人全員が強制加入し、被保険者となるが、働き方に応じて、第1号被保険者(自営業者・農業従事者・学生など)、第2号被保険者(会社員・公務員・私学教職員など)、第3号被保険者(専業主婦など)のいずれかに区分される。

厚生年金保険(2階部分)は、会社や国・自治体、学校等で働く人が原則として加入する。また、それらの人は、厚生年金保険に加入すると同時に、国民年金の第2号被保険者になる。厚生年金被保険者の種別は、第1号厚生年金被保険者(会社員など)、第

2号厚生年金被保険者（国家公務員など）、第3号厚生年金被保険者（地方公務員など）、第4号厚生年金被保険者（私学教職員など）のいずれかに区分される。また、厚生年金保険の実施機関は、次のとおりとなっている（平成27年10月改正）。

第1号厚生年金被保険者：厚生労働大臣（日本年金機構）

第2号厚生年金被保険者：国家公務員共済組合・連合会

第3号厚生年金被保険者：地方公務員共済組合等

第4号厚生年金被保険者：日本私立学校振興・共済事業団

3 公的年金の加入者数

現在の公的年金加入者数は、「令和元年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」（厚生労働省、令和2年12月公表）によると、令和元年度末時点で6,762万人である。そのうち、第1号被保険者数が1,453万人、第2号被保険者（厚生年金保険第1～4号）が4,488万人、第3号被保険者数が820万人となっている。第2号被保険者数が最も多く、第1号被保険者数と第3号被保険者数の合計よりも多い。

4 公的年金の受給者数

公的年金の受給者数は年々増加しており、「令和元年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」（厚生労働省、令和2年12月公表）によると、実受給権者数（重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数）は、令和元年度末では4,040万人である。また、厚生年金保険（第1号）の老齢年金の受給者の平均年金月額が152,109円（基礎または定額あり）となっている。

5 国民年金保険料の納付率

国民年金の保険料の納付率は、「令和元年度の国民年金の加入・

補足

厚生年金保険などを合わせた公的年金加入者全体(保険料を免除・猶予されている人を含む)の割合で見ると、約98%の人が保険料を納付している。

重要用語

GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)

保険料納付状況(厚生労働省、令和2年6月公表)によると、令和元年度(現年度分)は、69.3%である。

また、推移をみると、ここ数年は60%台の水準で推移しており、上昇傾向にあることがわかる。

6 国民年金と厚生年金保険の積立金

公的年金制度の運営においては、年金財政の安全かつ効率的な運用を行うために、保険料のうち年金の支払い等に充てられなかったものを積み立てる年金積立金の制度がとられている。

国民年金と第1号厚生年金(旧厚生年金)の積立金は、**GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)**が管理・運用を行っている。

令和元年度末の国民年金と厚生年金保険(第1号~第4号)の積立金の合計額(時価ベース)は、186.8兆円(うち国民年金と第1号厚生年金の合計額は157.9兆円)となっている。

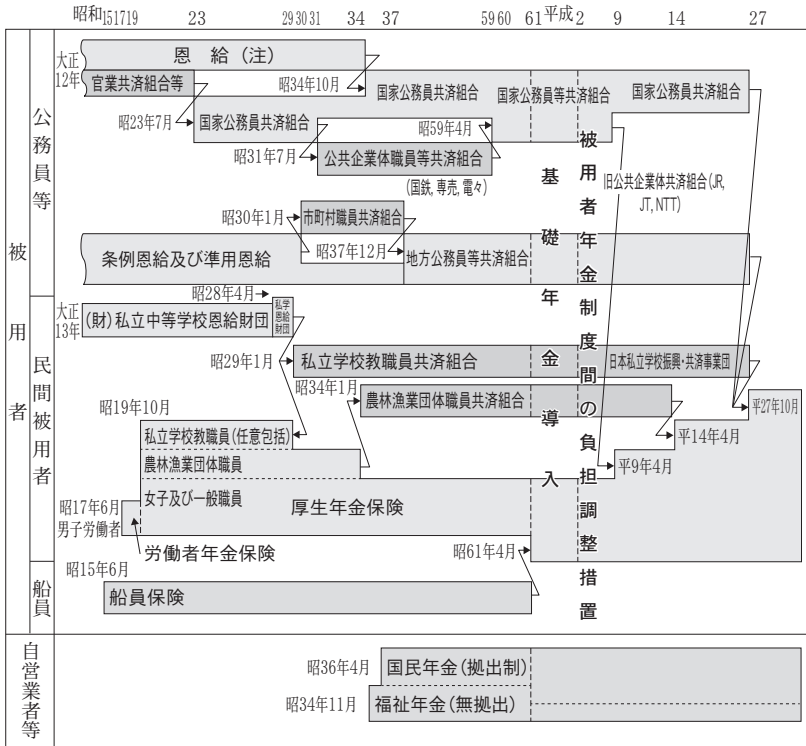


統計数値の増加・減少の傾向についても押さえておくとよいでしょう。

3 公的年金制度の沿革

公的年金において、1つの制度が創設・実施されると、その仕組みは長く続いていくものであり、過去の制度改正が現在にも影響を与えているケースも少なくない。被保険者の受給資格期間や年金額等を計算する場合においても、制度の沿革を押さえておく

● 図表1-3-1 公的年金制度の変遷



(注) 明治8年に海軍退隠令, 同9年陸軍恩給令, 同17年に官史恩給令が公布され, これが明治23年, 軍人恩給法, 官史恩給法に集成され, これが大正12年恩給法に統一された。
 (資料) 厚生労働省

ことは不可欠である。

日本の公的年金制度は、明治時代の軍人恩給制度から始まった。その後、昭和15年に船員保険制度、昭和17年に男子工場労働者等を対象とした「労働者年金保険制度」が実施され、民間の労働者にも年金制度が適用されるようになった。労働者年金保険は、昭和19年には事務系職員と女性にも適用が拡大され、名称も「厚生年金保険」に改称された（図表1-3-1参照）。

1 国民皆年金の実現(昭和36年)

昭和30年代には、医療の国民皆保険の制度づくりと対応して国民皆年金の実現が強く要望されるようになり、自営業者等を対象とした国民年金法（無拠出制の福祉年金）が昭和34年に制定された。さらに、昭和36年4月からは拠出制国民年金がスタートし、国民皆年金が実現した。この昭和36年4月からの拠出制国民年金により、すべての国民は何らかの公的年金制度の適用を受けるようになったのである。

2 物価スライド制の導入(昭和48年)

昭和48年改正では、長年の懸案事項であった物価を指標とするスライド制が実現された。この「物価スライド制」は、公的年金の実質的価値を維持するために、全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に年金額が改定されるものであった。その後、平成元年改正により5%条項が撤廃され、平成16年10月からはマクロ経済スライドが導入されている。

3 基礎年金制度の導入(昭和61年)

昭和60年改正では、公的年金制度共通の「基礎年金」が導入された。それまで公的年金は、対象者の職域の違いなどから3種8

制度に分立していたが、昭和61年4月より1階部分の制度が基礎年金として一元化され、被用者年金制度が上乗せ支給されるいわゆる2階建ての年金制度に再編成された。また、被用者年金加入者の被扶養配偶者（サラリーマンの妻など）は、改正前は任意加入であったが、国民年金に強制加入することになり、女性の年金権が確立したといわれている。

4 厚生年金保険の支給開始年齢の引上げ（平成6年，平成12年）

平成6年改正では、本格的な高齢社会に向けて年金財政の長期的安定化を図るため、60歳台前半の年金給付の見直しが行われた。60歳台前半に支給される特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられ、65歳までは報酬比例部分相当の老齢厚生年金に切り替えていくことになった。

平成12年改正では、さらに報酬比例部分相当の老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、最終的に老齢厚生年金の支給は65歳からとなった。

また、同改正により、平成15年4月から賞与を含む年収で保険料を定める総報酬制が導入された。報酬比例部分の年金額の計算は、総報酬制導入前と導入後のそれぞれの被保険者期間の計算式で計算した額の合計額となる。

5 公的年金制度の見直し（平成16年）

公的年金制度は、少なくとも5年に一度、人口構造の変化や賃金・物価・金利の変動を踏まえた財政再計算により、制度の見直しが行われてきた。

平成16年改正では、5年ごとに財政の収支見通しを作成・公表し、財政均衡（概ね100年）を図ることになった。また、急速に

● 図表1-3-2 公的年金制度の主な沿革

昭和 15 年	船員保険法の施行（昭和 14 年制定）
昭和 17 年	労働者年金保険法の施行（昭和 16 年制定（工業系事業所等の男子へ適用）、昭和 19 年に厚生年金保険法に改称、昭和 19 年 10 月より一般職員および女子への適用拡大）
昭和 36 年	拠出制の国民年金により国民皆年金の実現
昭和 48 年	物価スライド制、賃金再評価の導入
昭和 60 年	基礎年金制度の導入
昭和 61 年	第3号被保険者制度の実施（昭和 60 年創設）
平成 元 年	完全自動物価スライド制の導入
平成 6 年	特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ、可処分所得（ネット所得）スライドの導入、育児休業期間中の厚生年金保険の保険料（本人分）免除制度の創設
平成 9 年	基礎年金番号の実施、NTT、JR、JT の共済組合の年金部門が厚生年金保険に統合
平成 12 年	報酬比例部分相当の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ、国民年金保険料の学生納付特例制度の創設
平成 14 年	農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合
平成 15 年	厚生年金保険等の総報酬制の導入
平成 16 年	厚生年金保険料の引上げ開始、マクロ経済スライドの創設
平成 17 年	国民年金保険料の引上げ開始、第3号被保険者の特例届出制度の創設、30 歳未満の若者の保険料納付猶予制度の導入、育児休業中の保険料免除の対象を3歳未満に拡充、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の月額上限の引上げ、年金課税の見直し
平成 18 年	障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給、国民年金保険料の4段階免除制度の導入
平成 19 年	離婚時の報酬比例部分の年金分割制度の実施、65 歳以後の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入、70 歳以上の被用者に在職老齢年金の適用開始、子のない 30 歳未満の妻の遺族厚生年金の見直し、中高齢寡婦加算の支給対象の見直し
平成 20 年	第3号被保険者にかかわる厚生年金の分割制度の導入
平成 21 年	ねんきん定期便の送付開始
平成 22 年	社会保険庁廃止、日本年金機構発足
平成 23 年	ねんきんネットの開始
平成 26 年	産休期間中の保険料免除制度の開始、遺族基礎年金の支給対象が父子家庭へ拡大
平成 27 年	被用者年金制度の一元化、保険料納付機会の拡大
平成 28 年	短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の拡大
平成 29 年	受給資格期間（10 年）の短縮
平成 30 年	マイナンバーによる年金請求開始
令和 4 年	繰上げ減額率の変更、繰下げ上限年齢の引上げ、被用者保険の適用拡大

進む少子高齢化を背景に、保険料引上げと給付の抑制であるマクロ経済スライドが導入された。さらに、生き方・働き方の多様化に対応するため、在職老齢年金の見直し、年金分割制度の創設、育児休業保険料免除の拡大、遺族年金の見直し、障害年金の改善などの改革が決定した。



公的年金制度の沿革のうち、重要な出来事は押さえておきましょう。

< 執筆協力 >

山本礼子（社会保険労務士，年金特別アドバイザー）

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には，当社ホームページに掲載いたします。
(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

銀行業務検定試験 公式テキスト

年金アドバイザー 3級 2021 年度受験用

2021 年 7 月 27 日 第 1 刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会
発 行 者 志 茂 満 仁
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町 3-21
電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4897
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・佐々木健志 印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)ブックアート

© Keizai-hourei Kenkyukai 2021

ISBN978-4-7668-4404-7

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。